教　育　公　報

三重県教育委員会

目　　　次

お知らせ　○　教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示 ……………………… 予算経理課　１頁

お　知　ら　せ

平成26年５月９日付け三重県公報第2596号に、教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示が次のように掲載されました。

三重県告示第330号

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成26年５月９日

三重県知事　鈴　木　英　敬

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示

教育関係事業補助金等交付要綱（昭和52年三重県告示第52号）の一部を次のように改正する。

別表第１第３号の項（Ｅ）の欄中「全国中学校体育大会三重県実行委員会」を削り、同表中第18号の項を削り、第19号の項を第18号の項とし、第20号の項を削り、第21号の項（Ｅ）の欄中「県立」を「県内」に改め、同項を第19号の項とし、同表に次のように加える。

20	高等学校就学支援金補助金	県立高等学校で学ぶ生徒に対して、世帯の経済状況に応じ授業料相当額を助成することで、教育費の負担軽減を図り教育の機会均等に寄与する。	高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第３条に定める額の年額	教育長が別に定める。	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第６条の規定により就学支援金の支給を受ける者
21	高等学校学び直しへの支援事業補助金	高等学校等を中途退学した者が再び高等学校で学び直す場合に、世帯の経済状況に応じ授業料相当額の助成を行い、教育費の軽減を図る。	授業料相当額	教育長が別に定める。	高等学校に在学する者のうち、高等学校等を中途退学したことがある者で、別に定める要件を満たすもの
22	補習等のための指導員等派遣事業補助金	大学生、教員経験者等の地域住民の知識及び技能を活用することにより、補充学習、発展的な学習等に対する支援を行い、子どもたちの学力向上を図る。	学習支援を行う地域住民の派遣に要する経費	教育長が別に定める。	市町等
23	地域による土曜日等の教育支援事業補助金	大学生、教員経験者等の地域住民の知識及び技能を活用することにより、土曜日等に教育支援を行い、子どもたちの学力向上を図る。	大学生、教員経験者等の地域住民の知識及び技能を活用した教育支援に係る経費	教育長が別に定める。	市町等

別表第２第３号の項を削る。

附　則

　この告示は、公表の日から施行し、改正後の教育関係事業補助金等交付要綱の規定は、平成26年度分の補助金等から適用する。

発　　　行	印　　　刷
津市広明町13番地 三重県教育委員会	有限会社第一プリント社

再生紙を使用しています